

飛騨牛輸出促進緊急支援事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、海外においても、外食の自粛、家庭食へのシフト等の生活様式の変化が表れている状況を踏まえ、飛騨牛の輸出に取り組む食肉販売事業者への緊急的な支援を通じ、コロナ禍における飛騨牛の輸出の維持及び拡大を図るため、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 三 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- 四 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- 五 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）を利用している個人又は法人等
- 六 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等

七 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等

八 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、知事が別に定める期間において、知事が別に定める国又は地域へ輸出するために、飛騨ミート地方卸売市場において競り落とした飛騨牛（飛騨牛銘柄推進協議会が定める基準を満たし、飛騨牛と認定されたものをいう。以下同じ。）の小割加工（半頭分の枝肉を16パーツ以上に加工することをいう。以下同じ。）の委託とする。

2 補助金の額は、小割加工を委託する飛騨牛1頭当たり5万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金交付申請書及びその添付書類の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

2 補助金の交付申請期間は、知事が別に定める。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第5条 知事は、規則第5条の規定による補助金の交付決定を規則第14条の規定による補助金の額の確定と併せて行い、別記第2号様式により補助金の交付申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から15日以内とする。

(実績報告)

第7条 規則第13条の規定による実績報告は、補助金交付申請書の提出をもって、これに代えるものとする。

(補助金の交付の請求)

第8条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

2 補助事業者は、知事が別に指定するところにより、別記第3号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(書類、帳簿等の保存期間)

第9条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以降5年間とする。

附 則

この要綱は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。